



ケアプランの作成

要介護 1～5

介護が必要とされる方

介護保険の介護サービスを利用できます。

ケアプランの作成 《ケアマネジメント》

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

施設に入所の場合

介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを作成することになります。

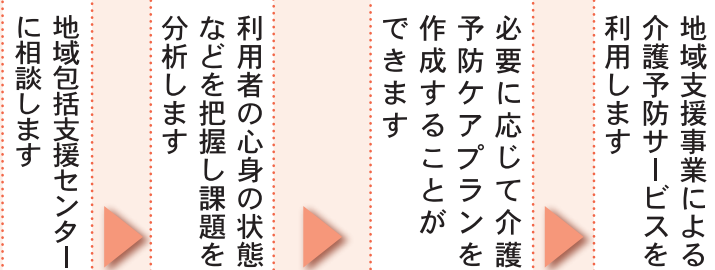
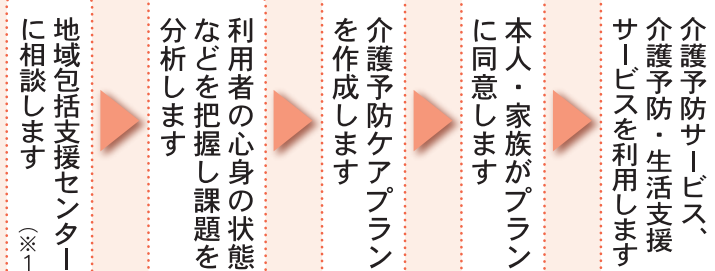


介護予防ケアプランの作成 《ケアマネジメント》

地域包括支援センターが、利用者の状況に合った介護予防ケアプランを作成し、それに基づいて介護予防サービス等を利用します。

※1 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所へ依頼することもできます。(介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼)

★介護予防サービス利用の流れ



要支援 1・2

支援が必要とされる方

介護保険の介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスを利用できます。

非該当

介護や支援が必要となるおそれが高い方

小樽市が行う地域支援事業を利用できます。



利用できるサービス

介護サービス (介護給付)

6～12ページを御覧ください。



居宅サービス

●訪問サービス

- ・訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

●通所サービス

- ・通所介護 (デイサービス)
- ・通所リハビリテーション (デイケア)

●短期入所サービス

- ・短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ・短期入所療養介護 (ショートステイ)

●その他

- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具購入費の支給
- ・福祉用具の貸与
- ・住宅改修費の支給
- ・居宅介護支援

施設サービス

- ・介護老人福祉施設 (原則要介護3～5)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。

- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護 (デイサービス)
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則要介護3～5)

介護予防サービス (予防給付)

9～10ページを御覧ください。

居宅サービス

●訪問サービス

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

●通所サービス

- ・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

●短期入所サービス

- ・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

●その他

- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具購入費の支給
- ・介護予防福祉用具の貸与
- ・介護予防住宅改修費の支給
- ・介護予防支援

通所サービスについては…

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上などを選択して受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防・生活支援サービス (総合事業)

15ページを御覧ください。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

地域支援事業による介護予防サービス

17～20ページを御覧ください。

- 地域版介護予防教室
- シニアからだづくり教室
- 認知症予防教室 ……など